

特定非営利活動法人ひなたぼっこ(障害者短期入所事業)運営規定

〔事業の目的〕

第1条 特定非営利活動法人ひなたぼっこが開設する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく特定非営利活動法人ひなたぼっこ〔以下ひなたぼっこという〕障害者指定短期入所事業〔以下事業という〕の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する規定を定め、事業所の従業者が要支援状態にある障害者に対し適正な短期入所を提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活に役立つよう、宿泊、入浴、排泄、食事の提供および生活相談、機能訓練等を行うことにより、豊かな日常生活の実現と利用者の心身の機能の維持回復をはかるものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業をおこなう事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- ①名称 ひなたぼっこ
- ②所在地 岐阜県中津川市蛭川 6393-2

〔職員の職種、員数及び職務の内容〕

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・他の職務との兼任可）
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活支援員 11名(常勤職員または非常勤職員・兼任可)
生活支援員は事業所内における宿泊、入浴、排泄、食事の介助、余暇活動等利用者に対するサービス提供の中心部分を担う。また短期入所利用の申し込みに関する調整、利用者とその家族の生活相談を受け、適切な指導、アドバイスを行う。
- (3) 調理員 1名（常勤職員または非常勤職員・兼任可）
調理を行う。
- (4) 事務員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。
- (5) 医師 古瀬医院と特定非営利活動法人ひなたぼっこの間で結ばれた協定において、ひなたぼっこ短期入所事業の利用者が必要とする診療およびその他の医療については古瀬医院が提供することを確認した。

〔営業日及び営業時間〕

第5条 営業日（利用の受付等が可能な日、時間）、サービス提供日（利用者に対するサービス提供が可能な日、時間）は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日。8：30～17：30とする。日曜日及び12月29日

から1月3日の間は休みとする。但し休みの日については利用者の希望に応じるよう努める。

(2) サービス提供時間 16:30～9:00 休日については営業日と同様とする。

〔利用定員〕

第6条 短期入所事業の利用定員は一日につき5名とする。

〔短期入所事業の内容及び利用料〕

第7条 短期入所の内容は次のとおりとし、短期入所を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。また利用者が負担すべき額は、限度額の範囲内において定率負担とする。

- ① 宿泊
- ② 日中受入（児童および知的障害者）
- ③ 食事
- ④ 入浴
- ⑤ 余暇活動
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 健康チェック
- ⑧ 送迎
- ⑨ その他必要と認められること

- 1 第11条の通常の事業実施区域をこえて行う短期入所に要した送迎の費用は、訪問介護員が訪問するため往復10キロを超える場合は実費を徴収する。(20円/キロ、但し変動する場合があります。)但し往復10キロ未満は無料。
- 2 食費は夕食代400円、朝食代300円徴収する。
- 3 おむつ代は実費を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各号の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名、捺印)をうけることとする。

〔緊急時及び事故発生時における対応方法〕

第8条 従業者は、指定短期入所サービスを行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、家族および管理者に報告しなければならない。

本事業者は損害賠償保険に加入し、万が一の事故の場合、治療費・逸失利益・慰謝料等の損害については当事業者が加入する損害保険の範囲内で賠償する。

〔短期入所支援計画の作成〕

第9条 サービス提供責任者は利用者または家族の希望や意向および日常生活の状況をふまえて具体的な短期入所支援計画を作成する。

第10条

〔通常の事業実施区域〕

第11条 通常の事業の主な実施区域は中津川市蛭川区内とする。

〔サービス利用にあたっての留意事項〕

第12条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(1)従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(2)気分が悪くなったときは速やかに申し出る

(3)共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(4)時間に遅れた場合は送迎サービスが受けられない場合がある。

〔記録の整備〕

第13条 支援計画に基づいて実施したサービス等については様式に従って記録し整備した日から5年間保存し管理を厳重におこなう。

〔非常災害対策〕

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に非難・救出訓練を行う。

〔その他運営についての留意事項〕

第15条 短期入所事業所ひなたぼっこは従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内。

(2) 継続研修 年2回

(3) その他必要に応じ随時実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ひなたぼっこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

〔苦情解決〕

第16条 事業所が提供した指定居宅介護事業について利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し担当者をおく。また法人に第三者委員を含む事業適正化委員会を設置し、必要な場合苦情の内容、事業所がおこなった解決内容について審議し適切な措置を行う。

2 提供した指定居宅介護事業に関し市町村長、岐阜県知事または社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う全ての調査および検査、要請について協力するとともに、その指導または助言に従い改善するものとする。また利用者およびその家

族の求めについても同様である。

〔虐待防止に関する事項〕

第17条 事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定および設置
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修理実施

付則

この規定は平成16年12月1日から施行する。

この規定は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成18年10月1日から施行する。

この規定は平成20年1月1日から施行する。

この規定は平成25年2月11日から施行する。

この規定は平成26年11月10日から施行する。

この規定は平成29年9月1日から施行する。